

令和5年10月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年10月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

中園 正彦 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 皆様おはようございます。10月の総会の開催にあたりまして報告いたします。
本日は現委員数24名中、23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第17条第3項の規定により総会は成立しております。
それでは会長よろしく願いいたします。

議長 どうも皆様おはようございます。朝晩大変過ごしやすくなって、寒いぐらいの日があるようでございます。農繁期で皆様忙しい中、ご出席ありがとうございます。
それでは、10月の農業委員総会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。
議題に入りたいと思います。まず第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から、2ページ、5番までの5件です。
続きまして、西部地域、6番から、3ページ、11番までの6件です。
以上、審議番号1番から11番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案に参ります。農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事 務 局 4ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
1番、申請地、荒木町今、田、3筆計2,418m²。
申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。
農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を
適用しております。
審議案件は以上となります。
なお、この案件につきましては、農地区分が農用地または第1種農地で、転用面積
が1,000m²を超えるものに該当しておりますので、県農業会議の意見聴取案件と
なっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思
います。
それでは、西部審査会からの報告をお願いいたします。

委 員 報告いたします。
審議番号1番、地図ナンバーは1番です。
転用目的は農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和
6年3月20日までの予定で、改良後は松を栽培する計画となっております。
申請地は、西牟田小学校から北へ約1.2km、JR西牟田駅から北西へ約1.4kmのとこ
ろに位置します。
農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するも

のとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、北側の農地は中央の水路、南側の農地は自然流下にて排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、高いところで40cmほど盛土を行い、周囲と高さを合わせ、法面施工及びコンクリートブロック1段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの審議案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、西部地域1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、質疑を終了しまして、採決に入ります。第2号議案について賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。また、審議番号1番は許可相当として県農業会議への意見聴取をいたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。東部地域、1番から、6ページ、4番までの4件です。1番、申請地、善導寺町飯田、田、3筆計1,782m²。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地8区画及び宅地分譲1区画として利用するものです。

2番、申請地、山本町耳納、畑、2筆計75m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、山本町耳納、田、494m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町高良、畑、400m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、5番から、8ページ、16番までの12件です。

5番、申請地、高良内町、畑、200m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、大善寺町宮本、田、264m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、大善寺町宮本、田、264m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

8番、申請地、長門石町、畑、2筆計280m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

9番、申請地、東合川九丁目、畑、1,332m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

10番、申請地、藤山町、田、1,304m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

11番、申請地、宮ノ陣二丁目、畑、74m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一の事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

12番、申請地、安武町住吉、田、347m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

13番、申請地、城島町江上上、田、1,235m²。

申請理由、申請地を借り受けて、事務所及び倉庫を建築及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、城島町江島、田、462m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15番、申請地、三潁町玉満、田、990m²。

申請理由、申請地を取得して、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

16番、申請地、三潁町西牟田、田、513m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

審議案件は以上となります。

なお、審議番号13番の案件につきましては、農地区分が農用地または第1種農地で、転用面積が1,000m²を超えるものに該当しておりますので、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（8区画）及び宅地分譲（1区画）として利用するものです。

申請地は、こでまり保育園から南西へ約410m、J R善導寺駅から北東へ約510mのところ position します。

農地区分については、北側の道路に面していない農地につきましては、J R善導寺

駅からおおむね500m以内の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。北側の道路に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設または医療施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を経由して、北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。約50cmの盛土を行い、北側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック2段から5段及びコンクリートブロック1段から5段設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号2番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、既に利用していただきましたので、始末書付きの申請となっています。

申請地は、屏水中学校から南東へ約670m、山本小学校から北東へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水配水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

切土・盛土はなく整地のみで、被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号3番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、既に一部施工していただきましたので、始末書付きの申請となっております。転用者の子が営んでいる工務店に資材置場として貸す計画です。

申請地は、JR善導寺駅から南へ約700m、山本小学校から北東へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

切土・盛土はなく整地のみで、被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック 2 段から 6 段により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号 4 番、地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、弓削小学校の中央付近から東へ約130m、西鉄北野駅から南西へ約1.9kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。約50cm盛土をして、北側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック 3 段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上 4 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

委 員 続きます。西部審査会について報告します。

審議番号は 5 番、地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青峰小学校から西へ約530m、明星中学校から南東へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、南側道路側向へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、高いところで50cmほど盛土を行い、周囲との高さを合わせ、コンクリートブロック 2 段から 5 段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号は6番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から北東へ約500m、西鉄安武駅から南西へ約520mのところに位置します。

農地区分につきましては、西鉄安武駅からおおむね500m以内の区域にある農地がありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側水路へ排出されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、高いところで80cmほどの盛土を行い、周囲との高さを合わせ、コンクリートブロック2段から5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から北東へ約500m、西鉄安武駅から南西へ約520mのところに位置します。

農地区分については、西鉄安武駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側水路へ排出されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水管へ接続します。

被害防除につきましては、高いところで80cmほど盛土を行い、周囲との高さを合わせ、コンクリートブロック2段から5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は分家住宅を建築するものです。

申請地は長門石小学校から西へ約550m、京町小学校から北西へ約1.8kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道区域であって、500m以内に保育園と小学校がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝及び西側の道路に埋設される排水路を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管に接続されます。

被害防除につきましては、高いところで70cmほど盛土を行い、道路高と合わせ、コンクリートブロック1段から4段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請者の業種は建設業です。

申請地は、合川小学校から北東へ約1.6km、JR御井駅から北西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、高いところで50cmほど盛土を行い、周囲との高さを合わせ、法面施工及びコンクリートブロック3段により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、青陵中学校から北西へ約150m、久留米工業大学から北東へ約580mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、切土・盛土はなく、アスファルト舗装を行い、周囲との高さを合わせ、転圧により法面を補強し、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、宮ノ陣中学校から西へ約800m、西鉄宮ノ陣駅から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜樹を経由して、西側に新設する道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、高いところで60cmほど切土を行い、道路高と合わせ、コンクリート擁壁及びコンクリートブロック4段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から北西へ約700m、安武小学校から南西へ約970mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の水路へ排出されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除については、高いところで40cmほど盛土を行い、道路高と合わせ、コンクリートブロック2段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、事務所及び倉庫を建築し、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、江上小学校から東へ約600m、城島中学校から南東へ約2.1kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由し、北側の道路側溝及び西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側水路へ排水されます。

被害防除につきましては、高いところで70cmほど盛土を行い、周囲と高さを合わせ、1mのL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは15番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、城島中学校から南西へ約250m、青木小学校から北東へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵及び東側の農地に埋設予定の排水管を經由して、東側水路で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽及び東側の農地に埋設予定の排水管を經由して、東側水路へ排水されます。

被害防除につきましては、高いところで60cmほど盛土を行い、道路高と合わせ、コンクリートブロック5段を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、西牟田小学校から北西へ約1.1km、西鉄犬塚駅から東へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を經由して、南側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除につきましては、高いところで70cmほど盛土を行い、道路高と合わせ、法面施工及びコンクリートブロック1段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番、地図ナンバーは17番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR西牟田駅から北へ約330m、荒木中学校から南西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、鉄道の駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を經由し、北側の排水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、北側の排水路へ排水されます。

被害防除につきましては、高いところで70cmほど盛土を行い、道路高と合わせ、コンクリートブロック3段及び1mのL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、西部地域12件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。どうぞ。

委 員 初任者なのでちょっと理解不足のため、お尋ねいたします。審議ナンバー3番の件ですけれど、この案件は、第1種農地に該当するところに、露天の資材置場を設けるという内容になっておりますけど、第1種農地というのは、原則、転用不許可というところですけど、転用目的が地域農業の振興に資するというので、ここでは地域農業という言葉が入っているんですけど、露天の資材置場ということで、ちょっと結びつきが難しいというか、そういう感じがしないでもないんですけど、住宅とかの転用については、第1種農地で数件申請があったかと思うんですけど、ここでは露天の資材置場として利用していくということで、これは例外規定の住宅その他、申請地域に居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものというふうな例外規定があるようですけど、これが該当されるのか、そして集落に接続しない場合は、ちょっと離れとった場合は、転用の不許可になるのか、その点をお尋ねします。

事務局 回答いたします。委員がお見込みのとおり、そちらの例外規定に該当しております。まずこちらを利用される方が、この申請地の左下、ちょっと字が小さくて見にくいんですけども、同一集落内に工務店を構えていらっしゃる方が利用される施設というところになっています。また今回取得される方も、その申請地の南側に住んでいらっしゃる**さんになっていまして、こちら集落内の方が使うということで、例外的に転用が可能なものとして判断しているんですけど、第1種農地の場合は、例えば同じ資材置場であっても、この集落から離れて、1キロ以上とか離れているような事業者の人がここで、資材置場にしたいとなっても、それは集落内の人が利用する業務上必要な施設とは認められませんので、転用者によって例外規定が適用できるかどうかが変わるということで、今回のことは集落内の人が業務上必要な施設と判断して、例外規定を適用できると判断しているところで

ございます。

議 長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終了いたしまして、採決に移ります。
第3号議案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第3号議案は、全員挙手により可決されました。
なお、審議番号13番は、許可相当として県農業会議への意見聴取といたします。
続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から、10ページの7番までの7件です。
1番、申請人、荒木町荒木、****、経営面積10万936m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
2番、申請人、荒木町今、****、経営面積9万9,861m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
3番、申請人、大橋町蜷川、****、経営面積4万9,629m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
4番、申請人、田主丸町地徳、****、経営面積2万926m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
10ページお願いいたします。

5番、申請人、北野町石崎、****、経営面積5万6,598m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

6番、申請人、北野町大城、****、経営面積6万804m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

7番、申請人、大川市、****、経営面積3万2,301.31m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第4号議案について賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので、付議いたします。

第1区、1番から12ページの5番までの5件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、2筆計4,256m²、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田、畑、3筆計2,975m²、推進機構への売渡しとな

ります。

3番、所在地、大橋町合楽、田、2筆計2,272m²、推進機構への売渡しとなります。

12ページお願いいたします。

4番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、2,206m²、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、安武町武島、田、260m²、推進機構からの買入れとなります。

第2区6番の1件です。6番、所在地、田主丸町地徳、田、4筆計1,878m²、推進機構への売渡しとなります。

第3区、7番から13ページの9番までの3件です。

7番、所在地、北野町金島、田、3筆計9,317m²、推進機構への売渡しとなります。

13ページお願いいたします。

8番、所在地、北野町上弓削、畑、1,205m²、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、北野町中川、田、736m²、推進機構への売渡しとなります。

第4区、10番の1件です。10番、所在地、城島町西青木、田、2,973m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から10番まで、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、質疑を終了し、採決に入ります。
第5号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第6号議案、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

14ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、農業委員会等に関する法律第7条の規定により「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正したので、付議いたします。

1、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）、第6号議案別紙のとおりになります。

それでは、別紙の資料、第6号議案別紙のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

最初に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてですが、農業委員会等に関する法律の第7条第1項に定めなければならないと規定をされております。この指針につきましては、右上に記載のとおり、平成29年10月に策定を行い、前回委員改選があった令和2年10月に改正をしております。今回、7月に農業委員及び推進委員の改選がありましたので、再度指針の改正を行うものでございます。

それでは、今回の改正点について説明をいたします。

第1、基本的な考え方についてなんです。こちらにつきましては、真ん中の「しかしながら」以降に記載しておりますが、10年後の農業の在り方や農地利用の将来像を描いた地域計画、この地域計画に沿って農地の利用調整を進めていくことを、従来からの記載に追加をしているところでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

第2、具体的な目標と推進方法についてでございます。この指針では、農地等の利用の最適化に取り組むために、3つの目標を定めております。3つの表につきましては、この2ページにある表、そして、ページをめくっていただきまして、3ページにも表があります。そして、1ページめくっていただきまして、4ページにも表があるかと思えます。この3つの表が、それぞれ3つの目標となっておりまして、3つの目標の目標年度につきましては、久留米市が令和2年に策定しております久留米市食料農業農村基本計画に合わせて令和7年度、令和8年3月となっております。これは従来通りでございます。

それではもう一度、2ページのほうをお願いいたします。

2 ページ、1、遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地の解消目標になります。現状値は昨年度の調査の結果、遊休農地は97.7ヘクタールとなっております。遊休農地の割合は1.15%、こちらが現状です。目標はその下です。令和8年3月の遊休農地の目標面積は、前回は95ヘクタールと設定しておりましたので、そこは同じ数値となっております、今の現状から2.7ヘクタールまだ達成できていないというところとなっております。

3 ページをお願いいたします。3 ページの表、2、担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標になります。現状値につきましては、集積率は82.05%となっております、久留米市では担い手への集積は順調に進んでいるところでございます。国が策定している農林水産業・地域の活力創造プランの中では、担い手への集約は8割と示されておまして、既に久留米市ではこの数値をクリアしているところとなっております。この高い水準を維持することを今回の目標としておまして、令和8年3月の集積率につきましては82.50%の設定としております。

4 ページをお願いいたします。

4 ページ、3、新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標についてですが、現状につきましては、昨年度の新規参入者の数は25経営体。これは個人、法人、両方入ったところの数字となっております。過去3年間の新規参入の数が14、そして昨年が25経営体となっていることから、目標である令和8年3月の新規参入者の目標の数は、直近3か年の平均値である18経営体としております。

最後に5 ページですが、こちらは従来記載がなかったところなんです、全国的に国から指導があつておまして、第3、地域計画の目標を達成するための役割についてを追加で記載をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。第6号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 どうもありがとうございます。全員挙手により第6号議案を可決されました。よって、現体制におきまして、この指針に基づき活動を行っていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号でございます。事務局の説明を省略いたします。

報告第4号までで質疑のある方はお願いをいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理に要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、甲斐サエ子委員、17番、中村裕委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。